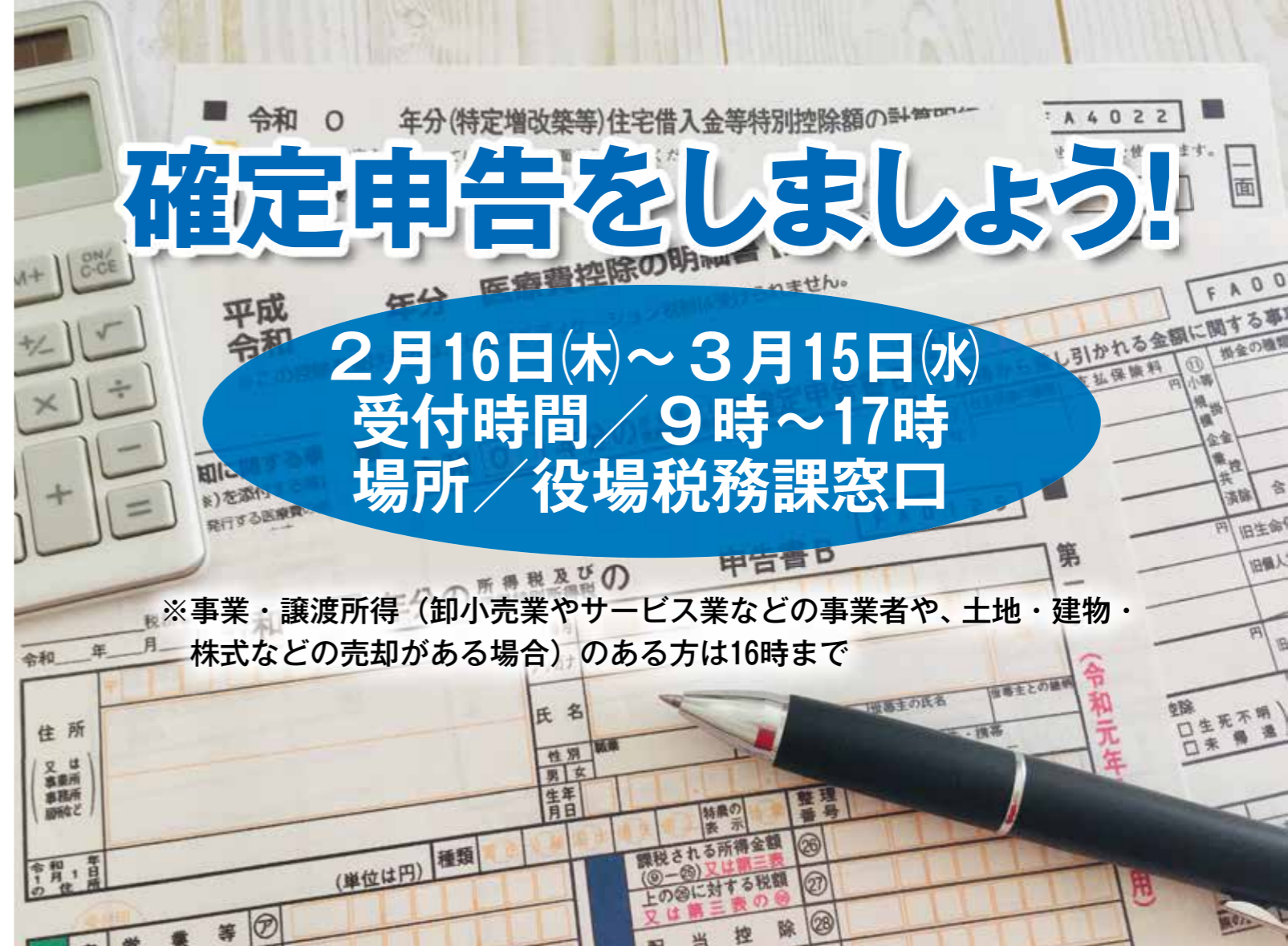


確定申告をしましょう!

2月16日(木)～3月15日(水)
受付時間 / 9時～17時
場所 / 役場税務課窓口

※事業・譲渡所得（卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある場合）のある方は16時まで



確定申告に必要な主な書類は?

- ・収入の確認できる書類(源泉徴収票や収支内訳書など)
- ・所得控除に係る証明書など(生命保険や地震保険などの控除証明書など)
- ・本人名義の銀行口座のわかるもの(通帳など)
- ・マイナンバーがわかるもの
- ※印鑑は不要です。
- ※申告の内容により、必要書類などが異なりますので、詳細については事前にお問い合わせください。

医療費控除の対象は?

医療費控除の対象額は、「所得」の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。
 領収書は、個人ごとかつ病院・薬局ごとに仕分け、小計および合計を計算してからお越しください。
 医療保険者が発行する「医療費通知」(被保険者などの氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者、療養を受けた医療機関などの名称、被保険者などが支払った医療費の額、保険者などの名称全ての記載があるもの)を添付することで、領収書の仕分けや計算を省略することができます。
 ※「医療費通知」に記載のない部分は、領収書の仕分けや計算が必要です。

税務署で申告を検討されている方へ

税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、確定申告会場への入場の際「入場整理券」が必要です。整理券は会場当日配布されますが、国税庁LINE公式アカウントからも事前発行いただけます。

令和4年度分 国保税・後期保険料 減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんの中で、次の条件を満たした場合、免除または減免を受けられる可能性がありますので、役場保険年金係(☎482-2993)までご相談ください。申請期限は3月31日(金)までです。

▼収入減少基準

- ①主たる生計者のいずれかの収入金額が令和3年と比べて3割以上減少し、前年所得が0円以下でない
- ②令和3年の合計所得金額が1千万円以下
- ③減少した所得以外の令和3年の所得が4百万円以下

川湯地区の方、土・日しか都合のつかない方へ

例年どおり、川湯消防会館でも2

問い合わせ先/役場税務課課税係 ☎482-2914 (課直通)

中心市街地再構築事業

(株)フィールドと委託契約を締結しました

中心市街地再構築事業の複合施設に係る設計・運営事業者について、広報てしかが12月号で(株)フィールドを代表企業とする事業者グループに決定したことをお知らせしましたが、設計業務を行う(株)フィールドと町は1月18日に基本設計業務に係る委託契約を締結しました。今後は8月末までの業務完了を目指し、準備を進めていきます。



基本設計業務を進めるにあたり参考とさせていただくワークショップなどの進め方や開催状況の情報を中心に、中心市街地地区のエリアリノベーションに関する取り組み、旧営林署跡地での動きなどについては、スケジュールなどをお知らせするページを町公式ホームページに新たに作成しました。こちらで順次お知らせをしていきますので、ご確認いただくと共に、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



町公式ホームページ

問い合わせ先/役場まちづくり政策課地域振興室 ☎482-2913 (課直通)

申告書作成から提出までの流れ

- ①ホームページへアクセス
<https://www.keisan.nta.go.jp>
- ②申告書を作成
 画面の案内に従って金額などを入力して作成
- ③申告書を提出
 (1)印刷して郵送などにより税務署へ提出
 (2)e-Taxにより送信
 ※事前準備が必要です。詳しくはe-Tax ホームページをご覧ください。(https://www.e-tax.nta.go.jp)

令和4年分からさらに便利に

- ・マイナンバーカードの読み取り回数が1回に簡素化されました。
- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホでも作成できるようになりました。



問い合わせ先
 釧路税務署 (☎0154)5100)

どうして確定申告が必要なの?

令和4年分の確定申告が2月16日(木)から始まります。事前に必要な準備をしっかりして期限内に必ず申告するようにしましょう。

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての「収入」から経費を差し引いた「所得」の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければならない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

役場窓口に来られる方へお願い

混雑緩和のため、昨年と同様に、次の方法で申告を受け付けます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ①窓口で書類を提出し、自宅や車などでお待ちいただきます。

確定申告は自宅でできます!

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、申告書などをパソコンやスマートフォンで作成し、e-Taxを利用しての送信や、印刷して郵送で提出をすることができます。自宅で申告書を作成できるため、役場へ出向く必要もありませんし、待ち時間もありません。確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。

新型コロナウイルス感染症拡大の予防策にもなります。パソコンやスマートフォンをお持ちの方は、ぜひ自宅で確定申告をお願いします。

- ②職員が申告書を作成し、完成後にお電話でお知らせします。
- ③窓口にて申告書の内容をご説明します。